

広島県告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
呉市焼山西一丁目五七九の一〇
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅